

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（案） に関する意見募集について

平成 24 年 5 月 25 日
国土交通省土地・建設産業局

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下、「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じているところです。

この対策に際しては、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要です。

下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められております。今般、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（以下「規則」という。）の改正を行ったところです。

上記規則の改正に関連して、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定を検討しているところです。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（案）』（別紙）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載します。

3. 意見募集期間

平成24年5月25日（金）から平成24年6月25日（月）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子メールの場合

電子メールアドレス：g_PLB_KSS@mlit.go.jp

※意見はテキスト形式で送付ください。

※メールの件名には、必ず「パブリックコメント：社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（案）に関する意見」と記入してください。

②FAXの場合

FAX番号 03-5253-1555

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 パブリックコメント担当あて

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 パブリックコメント担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

電話番号 （代表）03-5253-8111（内線：24823、24824）

※参考資料

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について（平成24年5月1日、国土交通省HP報道発表資料）

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html

(意見提出様式)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課パブリックコメント担当あて

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（案）に対する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見

(該当箇所)

(意見)